

大阪大学箕面地区教職員組合

2020 年度 総会議案書

日時：2021 年 8 月 11 日（水）18 時～

場所：箕面キャンパス 2F 中会議室

Zoom 配信とのハイブリッド開催とします

<https://us02web.zoom.us/j/84545823378?pwd=QmJIY0lxTGFBdS8vb0gzQ3ArQnd0QT09>

目 次

2020 年度のふりかえりと 2021 年度への申送り

1. 大学との交渉協議

- (1) 期末手当削減
- (2) 三六協定
- (3) 非常勤講師問題
- (4) 駐車場料金徴収問題
- (5) 新型コロナ対策とワクチン接種

2. その他の取り組み

- (1) 組合員拡大
- (2) 歓送会、記念品
- (3) レクリエーション
- (4) 他の組合との情報交換
- (5) その他

日本学術会議任命拒否問題、引っ越し、総長候補者への質問状

第 1 号議案 来年度の活動方針

第 2 号議案 今年度の決算報告と来年度の予算案

資料

文責：大阪大学箕面地区教職員組合執行委員会

ご あ い さ つ

2020 年度に入って起こった衝撃的出来事の一つは、菅政権による「日本学術会議」会員 6 名の任命拒否事件です。この問題のなかでは、任命拒否に至った理由を説明する責務さえ果たさず学問の場に政治介入する政権の姿勢のみならず、学問の場を政治・イデオロギー闘争のアリーナのように見なす議論や、全体的な学問軽視の風潮が世間の中で想像以上に受け入れられているという、私たち大学人にとって危惧すべき状況が浮き彫りにされました。とりわけ大半が人文社会科学の研究に携わる箕面キャンパスの教員にとって、私たちのレゾンデートルを社会にどのように伝えるかは、将来の教育・研究環境をも左右する重要な課題の一つだと思います。

折しも箕面キャンパスでは、新研究科発足を控えて私たちは今後どのような方向に進むべきか、多くの方が考えを巡らせていると思います。社会の変化や要請を視野に入れながら、職場の疲弊ではなく、職場環境の改善にも繋がる改革を実現するためにはどのようにすればよいのか、これからも皆さんと考えていけたらと思います。

2020 年度執行委員一同

藤原克美（委員長）、酒井裕美（書記長）、今岡良子（副委員長）、 米田信子（会計）、當野能之（執行委員） 選挙管理委員：高橋美恵子、井上直子 会計監査：鈴木広和、松月淳
--

2020年度のふりかえりと2021年度への申送り

1. 大学との交渉協議

(1) 期末手当削減

2020年11月に、12月期の賞与を昨年度比で期末手当0.05か月、業績手当0.025か月引き下げるという通知が出されました。これに対し、12月3日17:00よりB棟1階プレゼンテーションルームにおいて団体交渉を行いました。大学は、人事院勧告は無視できないとの一点張りでしたが、平均一人2万1000円、約1億円の予算が浮くことが明らかにされ、また給与明細に教職員をねぎらう総長の一言が加えられることになりました。

(2) 三六協定

2021年3月9日、4事業場（箕面、豊中、吹田、附属病院）の過半数代表者と大学との間で労使協定に関する協議が開かれました。協議における重要議題は、三六協定違反についての大学の対応でした。

2020年秋、労働基準監督署による調査によって、勤務実態と勤務管理上の始業・終業時刻との間に相違があることが判明し、さらに、当該労働者が所属する課の全職員59名を対象に行った追加調査では半数以上の31人の勤務実態に齟齬がありました。また、そのなかで、三六協定によって定められていた時間外労働の上限（年450時間）を超える事例が発生していたことも明らかとなりました。

そこで、過半数代表者は、(1)明確な協定違反に対し、総長自らが協議の場で謝罪・説明すること、(2)全学的に実態調査を行うこと、(3)再発防止策について説明すること、を事前に求めていました。

3月9日の交渉では大学側が誠実な対応を見せず、三六協定の締結には至りませんでした。その後、総長名で「このたび、適正な勤務時間管理が行われていなかったことに伴う不適切な事案が発生したことにつきまして、大学として深くお詫び申し上げます。」という謝罪が行われたこと、2021年度には全学的な調査を実施することが約束され、三六協定を締結しました。

2021年度にいわゆる三六協定によって残業することができる時間は、「緊急その他やむを得ない臨時の事由」がある場合にのみ、月80時間、年間450時間です。

(3) 非常勤講師問題

2021年6月4日に衆議院の厚生労働委員会で阪大の非常勤講師の雇用問題が取り上げられ、文科省は大阪大学の実態を調査すると明言しました。その後6月17日には、外国語学

部執行部を通じて各専攻語代表あてに「非常勤講師が担当する授業等に係るアンケート」が届きました。そのアンケート内容は文科省通達に示された事例を拡大解釈し、あたかも専任教員が非常勤講師の担当する授業に責任を持っているかのように回答を誘導するような内容でした。組合では、構成員から寄せられた意見をニュースで配信すると同時に、大学にも質問書を提出しました。

(4) 駐車場料金徴収問題

2020年10月1日より豊中・吹田キャンパスへの車両の一時入構料金の大幅値上げ（一時間500円、一日最高6000円）と、土日・祭日等の入構有料化が通知されました。この額は近隣の有料駐車場に比べて高額であること、また大学が料金引き上げの理由として掲げる「構内道路整備」は本来大学が行うべきものであるため、再考を求める要望書を提出しました。

(5) 新型コロナ対策とワクチン接種

新型コロナウイルス感染症の流行が収まらず、またワクチン接種の副反応が話題となったため、2020年5月、①職員が体調不良を感じたり、感染の可能性が生じたりしたときには、本人が希望する場合には、大学としてPCR検査等を受けられる環境を整えること、②ワクチン接種の促進や接種後の副反応を考慮し、接種日および翌日を特別休暇とすること、の二点を要望しました。

2. その他のとりくみ

(1) 組合員拡大

今年度は、新たに14名の組合員が加入しました。2021年度に新規採用された方が多かったこともありますが、近年これほどまでに加入者が増えたことはなく、嬉しい限りです。一方で、組合の活動に賛同いただきながらも、執行委員の負担を恐れて組合を辞退される方が出ており、執行委員の活動に理解を頂くことが今後の課題であると感じています。

(2) 歓送迎会

2020年度で早稲田みかさん、真嶋潤子さんが退職されました。送別会は新型コロナウイルス感染症の流行により昨年度に引き続き中止となりましたが、記念品（ピアマグとオリーブオイル）を贈呈しました。最後は執行部として組合を離れましたが組合書記長としてもお世話になった岡田新先生にも記念品をお渡ししました。

(3) レクリエーション

One-Day-Caféについて

Covid19 の感染拡大は二年目となり、レクリエーションもままならない状態です。しかし、新キャンパスに移転し、なんとなく、誰かと話したい、繋がりたいというムードが生まれましました。9階には3役の研究室が揃っていることから、エレベーターホールあたりを使って、マラソン給水場風に飲み物を提供したり、持ち帰ってもらったりする企画を始めました。一回目は24人、二回目は院生も参加したので40人、三回目は30人、四回目は20人の参加がありました。この日に組合に入っただけよう研究室を回ったり、このカフェの時間に組合の加入用紙を持ってきていただいたり、うれしい悲鳴を何度もあげました。また、キャンパスの異なる組合員にコーヒーのパックを送ったところ、丁寧なお礼状をいただき、近況を聞かせてもらうことができました。

(4) 他事業所過半数代表、阪大組合、言文組合、非常勤講師組合等との連携

4過半数代表（豊中・吹田・附属病院および箕面）は、近年密な意見交換を行い、連名で要望書を出すなど協力を続けています。本年度は、駐車場問題、三六協定協議、コロナ対策などで協力をしました。阪大組合の総会に参加したり、非常勤講師問題で情報交換をし、関西圏非常勤講師組合とは常に連携してきました。

(5) その他

・引っ越し

2020年12月に旧キャンパスの組合事務室の引っ越し作業を執行委員で行いました。新しい事務室は1Fの奥です。広くはありませんが、カフェ風のテーブルと椅子があります。キッチンもありますので、コロナが収まったら楽しい企画をしたいと思います。

また、新キャンパスへのアクセスについて、研究科長に質問し、回答を得ました。

・日本学術会議の件

2020年10月に判明した日本学術会議会員6名の任命拒否問題で、首相官邸へ要望書を提出しました。

・総長候補者への質問状

2021年の総長選挙の前に、候補者3人へ公開質問状を提出し、その回答を構成員に配布しました。

2名が出席しました。以下、簡単にご報告しますので、このニュースに関する感想を是非お寄せください。

(以下、組=組合、人=人事課)

<交渉の前提として>

・組: 賞与基準の通知書には細かい表しかなく、引き下げられたと気づかなかった人も多い。内容がよくわかるように、より丁寧な説明が必要ではないか?

人: 「これからも丁寧な説明をします」と約束

組: 本来ならこのような場合、総長から教職員に向けて語るべきことがあるのではないか?

<賞与引き下げについて>

・組: どうやって決まる?

人: 通則法では「国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法(国立大学法人)の業務の実績並びに職員の職務の特性および雇用形態その他の事情を考慮」。

・組: どうして下げる必要がある? 業務の実績は下がった?

人: 業務の実績が悪くなったからではない。あくまで国家公務員の給与等...が考慮されている。文部省からも要請を受けており、人事院勧告は無視できない。これは社会的要請である。

・組: 実際いくら引き下げられる?

人: 「その期ごとに定めて」いるので上がった、下がったという判断はない。

組: そもそも人事院勧告は「ボーナス0.05か月分引き下げ」という形で出ているはずで、それに準拠するという説明とは矛盾するのでは?

人: 平均一人**2万1000円** ⇒ということは、教職員が約5000人として約**1億円**!

・組: この1億円は国に返納する? (運営費交付金は年度初めにすでに降りているはず)

人: 人件費として降りてくるわけではないので、大学としては余ったとは考えていない。

・組: それは何に使う? 賞与を削っておいて、それを内部留保することのほうが、社会的には説明がつかないのでは?

人: 教育・研究という大学の使命のために。

・組: そのようなあいまいなものでは、教職員も、国民も納得しないだろう。運営費交付金の中に溶け込んでしまうから、納得できない。1億円をたとえば困窮している学生の支援に使うなど、はっきりとした説明があれば納得できる。

人: 教育・研究・社会貢献のために使う。(←このあいまいな表現の繰り返し)

・組: 理事の報酬は?

人: 教職員と同じ引き下げ率となる。

<最後に>

組：以下の3点を総務部長に要望

- ① 引き下げについて教職員が納得できるようなメッセージを総長から出すよう、労務担当理事ないしは総長に伝えてほしい。
- ② 大学には、年度末に向けて、金銭的なもの以外も視野に入れて、教職員が報われる措置を検討してほしい。
- ③ 1億円は、何に使ったか見える形で利用するよう伝えてほしい。

人：①と②については「伝えておく」と約束されましたが、最後については、あくまで「大学の使命に沿った使い方をする」という抽象的表現を繰り返したのみでした。

さて、教職員賞与の引き下げで生じた1億円はどこに？

1. (2) -①

2021年3月4日

大阪大学総長

西尾章治郎殿

箕面地区過半数代表者

岡本真理

労使協議にあたっての申し入れ

2021年3月9日に2021年度労使協定締結のための協議が予定されております。本協議の主な内容は「時間外労働および休日労働に関する協定」になりますが、本学吹田地区では昨年、労働基準監督署の調査指示により、時間外労働の上限である年450時間を超える事例が発生していたことが明らかとなりました。これは、労使協定違反であり、使用者の代表である総長からの直接の謝罪や説明がなければ、労使間の信頼関係に基づく協定締結は到底できないものと考えます。従いまして、これまでも繰り返し要望しておりましたように、「あらゆる意味での対話を重じる」大阪大学憲章の理想を実践するかたちで、協議には総長自ら出席していただきたく存じます。

本協議においてまずは、今回明らかとなった時間外労働について、大学としてどのような要因分析を行い、再発防止へ向けた対応策を取られるのか、お聞きいたします。箕面地区においても時間外労働が解消されるどころか、教職員の負担はますます重くなっているように感じられます。そこで、箕面地区過半数代表は、本件は一部の部局における局所的問題ではなく、大学全体の構造的課題だと考えており、大学は全キャンパスにおいて実態調査を行うべきだと考えます。

また、教育・研究機関としての大学の要は人的資本であり、教職員の労働環境を抜きに大学の将来を展望することは不可能であると考えます。そこで、この一年間で過半数代表に寄

せられた労働条件に関わる労働者の意見をお伝えし、大学の発展に資するような労使協議にしたいと考えております。

・人事院勧告に基づく賞与（年俸制教員の年俸）の引き下げについて

運営費交付金は年度当初に既に配分されているため、引き下げ分の約 1 億円の使途について、お聞きします。教職員の労働意欲が下がらないような、納得のいく説明を求めます。

駐車場利用料について

2020 年 10 月より、一時入構料金の大幅値上げと、土日・祭日等の入構有料化の措置が取られました。この引き上げと有料化の理由として、「校内道路整備の財源を確保し、老朽化した道路の整備を充実させ」ることが掲げられていますが、通常の設定の摩耗・老朽化の費用を特定の労働者に請求することは本来あり得ないと考えます。もし、特定の目的のために料金を徴収しているというのであれば、「駐車場会計」なるものが存在するのにもお聞きしたいと思います。

以上

1. (2) -②

■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

過半数ニュース

3/9 三六協定締結に至らず！ 大学からの返答待ち！

■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

3 月 9 日、4 事業場（箕面、豊中、吹田、附属病院）の過半数代表者と大学との間で、来年度の労使協定に関する協議が開かれました。大学側の出席は、奈良理事以下、人事課職員、労働者側は岡本箕面、養老豊中、谷川吹田、武田病院の 4 地区過半数代表とオブザーバー（このうち箕面地区からは 2 名）でした。

《協議の焦点》

昨年、労働基準監督署が指定した 6 名に対する勤務実態の調査後、5 名について、勤務実態と勤務管理上の始業・終業時刻との間に相違があることが判明しました。さらに、労基署の指導を踏まえて、当該労働者が所属する 3 つの課の全職員 59 名を対象に 4 月から 11 月の実態調査を行ったところ半数以上の 31 人の勤務実態に齟齬がありました（総計 2020 時間）。また、そのなかで、三六協定によって定められていた時間外労働の上限である年 450 時間を超える事例が発生していたことも明らかとなりました。

そこで、過半数代表者は、(1)明確な協定違反に対し、総長自らが協議の場で謝罪・説明すること、(2)全学的に実態調査を行うこと、(3)再発防止策について説明すること、を事前に求めています。

<総長からの謝罪を求める>

はじめに、総長の出席を求めた吹田・箕面の要望に反して、人事労務担当理事しか出席していないことについて、大学側は、法人の立場は人事労務担当理事が説明するとの従来通りの回答でした。箕面代表は、それは総長自身の判断なのか否かを質しましたが、これに対して明確な答えはありませんでした。他の事業場の代表からも、労使協定違反が判明しても、総長名で謝罪を受けていないことに疑問の声が上がりました。三六協定を含む労使協定は一方が過半数代表者、もう一方は法人を代表する総長名で結んでおり、その協定違反が明らかとなったからには、総長による謝罪があつて然るべきです。大学がこの事案を深刻にとらえ誠意をもって対応する用意があるなら、仮に総長の出席が叶わないとしても、総長名の文書を出してしかるべきでしょう。

＜全学的調査を求める＞

理事は今回の件の経緯を説明しましたが、上記の(2),(3)については、「各部署における勤務管理の状況を随時確認」と述べるにとどまりました。大学は今回発覚した3つの部署に共通、これらの部署にだけ当てはまる特殊事情を説明することはできませんでした。そのため、きちんとした調査をせずに大学が提示した「原因」に説得力はなく、大学が示した2020年4月～2021年1月までの時間外労働のデータをそのまま信用することもできません。このような主張に対し、大学は、「調査することを検討している」とは述べましたが、「調査する」とは最後まで明言せず、その範囲や方法等も定かではありません。

以上から、本協議では、**4地区の過半数代表がそろって、**

(1) 大学として文書で謝罪をすること、

(2) 労働実態調査の計画をより具体的に文書で示すこと、

の二点を大学に要求し、3月9日時点では協定は締結しない、という結論に至りました。

※より詳しくは、協定前の申し入れ書と回答をご覧ください。

箕面の過半数代表は、箕面の実態を具体的に訴え、5年雇い止めの見直しなどにも言及しましたが、これらについては、また日を改めてお知らせしたいと思います。

1. (2) -③

■■■ ■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■

過半数ニュース

■■■ ■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■

3月18日(木)15時から コンベンションセンター2階で、総長と人事労務担当理事は出席せず、部長を筆頭とする人事課と(協議ではなく)面談が行われました。

この時間の面談に参加した過半数代表者は、吹田、豊中、箕面(オブザーバー2人)地区代表でした。

冒頭、部長から配布資料について説明がありました。（添付ファイル）

一枚目の資料は、過半数代表者に対して、総長と人事労務担当理事の連名で「適正な勤務時間管理の徹底について」という件名で

「このたび、適正な勤務時間管理が行われいなかったことに伴う不適切な事案が発生したことにつきまして、大学として深くお詫び申し上げます。

今後、人事労務担当理事のもと、適正な勤務時間管理について更なる指導徹底を図るとともに、全学を対象にした勤務時間管理状況の確認を随時行うなど、再発防止に向けた実効的な取組みを実施してまいります。

また、大学としては、教職員の健康確保の観点からも、時間外労働の縮減に向けて全力をあげて取り組んでまいります。

このような大学の取り組みにご理解、ご協力くださいますよう、何卒よろしく願い申し上げます。」と書かれていました。

前回の協議は、謝罪をめぐって大学の方から協議を断ち切るという醜悪な終わり方をしましたが、今回の面談では、一転したため、労働者側は一様に戸惑うほどの驚きを感じました。

また、もう一枚の資料は、「勤務時間管理状況の確認について」という件名で再発防止に向けた取組みのひとつとして、人事労務担当理事のもと、人事課が関連部署と連携して、全学を対象にした勤務時間管理状況の確認を以下のとおり実施する。

【対象範囲】

本部事務機構を含む全部局の職員

【確認方法（予定）】

監査室が実施する業務監査に人事課職員が同行する等により確認する。

業務監査は、年間を通じて30程度の部局を対象に実施予定。

対象部局に置いて、適宜職員を抽出し、当該職員の勤務管理状況を抜き打ちで確認する。

と書かれていました。

これまでと違う点は、

一部部局ではなく、全部局の職員を対象とすること。

30程度の部局というのは、本部10部局以外の部局を指している。

人事課がヒアリングを行い、適宜職員を抽出する。

というところです。

3人の過半数代表者は、これまで要求してきた2点、

- ①総長と理事が文書による謝罪を行ったこと、
- ②時間外労働の実態を全部局で調査し、再発防止対策を講じること、

を大学側が受け入れたことを評価し、36協定の締結に応じました。また、病院地区過半数代表も別途面談を持ち、同日36協定を締結しました。

4人の過半数代表者が、賃金不払い残業という大学の不法行為に対し、足並みを揃えて毅然とした態度をとったことで、大学はすべきことをすることになりました。

その後、具体的な労働環境の改善策について、意見交換を続けました。

過半数代表者側からは、

*労基署に指摘された問題について再発防止という点では評価できるが、構造的に長時間労働が生まれやすい持ち場についてはどうするのか？

*勤務時間の打刻と実際の労働時間のズレについて、また、正確に労働時間を報告することができない理由は何か？

*長時間労働が放置され、隠蔽するような行為が行われた時に総長が部局の長を呼び出すぐらいの気構えがあるのか？という疑問が次々と述べられました。

これに対して、人事課の回答は、

*大学としては、部局の長の意識改革が必要で、マネジメントがうまくいっているところのグッドプラクティスを聞き取りをして広めていく

*部局の長ではなく、担当理事が直接グリップしていくなど回答しました。

さらに、労働者側から

*部局の長と職員、教員と技官などのハラスメントを生みやすい人間関係が長時間労働を生むことも充分考えられるので丁寧なヒアリングを行うように要望しました。

*また、新キャンパスへの移転で業務が増えた箕面地区の現状こそ構造的な問題であると指摘したところ、部長は、そうであれば、要望を出してもらって、対応していきたい、と回答しました！！

箕面地区の労働者のみなさん、移転後も、仕事は山のようにありますが人を増やして欲しいと職場から声を上げてください！

(人事課を信頼して)

*研究費の不正使用には窓口があるので不払い残業という大学の不法行為も職場には打刻以外の根拠資料があるので協力できる窓口の設置を求めたところ、持ち帰って検討する、と回答しました。

1. (3) -①

■■□ ■■■□■■□■■■■□■■■ ■■■□■■□■■■■□■■■□■■■□

組合ニュース 2020年度 第13号

速報！厚労委員会で非常勤講師に成績評価をさせる阪大が問題に！

(10年雇い止めにも影響?)

■■□ ■■■□■■■■□■■■□ ■■■□■■■■□■■■■□■■■

昨日、6月4日厚生労働委員会で大阪大学の非常勤講師の雇用について取り上げられました。

10年を越えて授業を担当していただく非常勤講師の方を半年間雇い止めをする(半期分の授業を担当させない)問題に頭を抱えてきたカリキュラム担当の方は多いのではないのでしょうか?

文部科学省は、非常勤講師を労働者として認めず(学長の指揮命令系統下でない)、個人事業者として契約とする場合、授業を担当させ、成績評価をさせることは不適切であると考えています。今年3月香川大学に指導し、400人が直接雇用(労働者)になったところで(添付資料参照)、全国の大学にそのようなことがないように指導しています。

大阪外大において、非常勤講師は労働者として雇用されていたので、私たちも、非常勤講師の労働者性について、関西圏大学非常勤講師組合と一緒に団体交渉するなど、この問題に取り組んできました。

文部科学省の調査を受け、大阪大学がどうするか、ご注目ください。

++++資料++++

厚生労働委員会では、宮本徹議員(日本共産党)の質問に、文部科学省と厚生省が回答しました。https://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php?ex=VL&deli_id=52381&media_type=

6:42:50 あたりからです(非常勤講師組合の方が、書き起こしてくださったものを次に貼り付けます)

++++書き起こし++++

議長: 宮本徹君

宮本徹: この間いただいている雇用の問題についてお伺いいたします。大阪大学の非常勤講師の問題です。香川大学で400人の非常勤講師が業務委託契約になっていたというのが大問題になりましたが、これは4月1日から直接雇用になりました。大阪大学等でも同じ問題があります。

資料をお配りしておりますが、8ページ目にこの問題で文科省が事務連絡をだしております。「今般、一部の大学において、大学は直接雇用していないものに実質的に授業科目を担当させるという、不適切と思われる事案がありました」として、「大学の職員(教員を含む。)とは、学長の指揮命令権の下に大学の校務に従事するものであると解しており、請負契約等により大学の校務の一部を請け負った個人事業主については、学長の指揮命令権の下で当該校務に従事するものではないため職員には当たらず、したがって学校教育法上授業担当教員になることができると解される講師として発令することはできない」と書いて

あります。

つまり、学校長の指揮命令の下での授業や成績評価を行っている講師は、個人事業主として請負契約や委託契約ではたらかせることはできないと、ということだと思います。ところが、2004年から大阪大学と準委任契約を交わしている非常勤講師は、授業担当して成績の評価もしております。

宮本徹：文科省と厚労省にそれぞれお伺いしますが、文科省に対しては「事務連絡の趣旨を全国の大学に徹底し、香川大学のように適切な契約変更を行うよう指導すべきではないのか」、厚労省に対しては、「文科省の事務連絡を踏まえ、労働者としての実態があれば、労働契約であると認定して、無期転換を認める等労働者として保護すべきではないのか」、おたずねいたします。

川中文部科学省大臣官房審議官

お答えいたします。大学の授業におきましては、準委任契約を締結した者など、大学が直接雇用した教員以外のものを活用する場合には、関係法令に基づきまして、担当教員が授業実施状況を把握していること、担当教員による成績評価が行われていることなど、大学が主体性と責任をもって、当該大学の授業として適切に位置付けて行われる必要がございます。

本年3月、香川大学におきまして、準委任契約を締結した者に実質的に授業科目を担当させるという不適切と思われる事案があるとの報道を受けまして、香川大学に事実関係について確認を行うとともに、法令に則った対応をとるよう指導を行い、大学において直接雇用により切り替える等の対応が行われているものと承知してございます。

また、ご指摘の大阪大学における状況につきましては、現在大学に対して事実関係の確認を行っており、仮に不適切な事案が判明すれば、必要な指導・助言を行ってまいります。

文部科学省では、本年4月、大学が準委任契約等を締結したものを活用して授業を実施する場合の留意点に尽きまして、全国の大学に事務連絡を发出しており、各種会議等あらゆる機会を通じまして、全国の大学に適切な対応を求めてまいります。

吉永労働基準局長

個別の事案につきましては、お答えすることは差し控えさせていただきますが、一般論として申し上げますけれども、労働契約法におきましては、労働者とは使用者に使用されて労働し、賃金を支払われるものをいうと掲されているところでございます。労働者に該当するかは最終的には司法において判断されるものではございますけれども、契約の名称に関わらず労働者であると認められた場合につきましては、労働契約法第18条の要件を満たすときは、無期転換ルールの対象となるものでございます。

議長：宮本徹君

宮本徹：大阪大学について今調べている最中だということですが、これしっかりと

香川大学と同じように、ちゃんと直接雇用にさせていただきたいと思います。

1. (3) -②

■■□ ■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

組合ニュース 2020年度 第16号

非常勤講師の雇用問題について (アンケート)

■■□ ■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

皆さま

6月17日、各専攻語代表あてに「非常勤講師が担当する授業等に係るアンケート」が届いたと思います。本件について少し情報提供させていただきます。実際に令和3年4月8日に文科省より発令された文書において「主体性と責任をもって授業を実施している」基準とされているのは以下の4つです。

- ① 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を**協定書**に定めている (見たことありますか?)
- ② **大学の授業担当教員 [専任の意] の指導計画**の下に実施されている
- ③ 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している (「できる」ではありません)
- ④ 大学の授業担当教員による**成績評価が行われる**

各専攻語で「主体性と責任をもって授業を実施している」かどうか判断される際にご参考ください。皆さんの専攻語では、非常勤講師の各科目について、「**大学の授業担当教員**」を決めていますか?

(文責：藤原)

1. (3) -③

■■□ ■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

組合ニュース 2020年度 第17号

非常勤講師の雇用問題について (アンケート) その2

■■□ ■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

皆さま

各専攻語が返答する「非常勤講師が担当する授業等に係るアンケート」について、いくつかご意見を頂戴いたしました。

アンケートは「現状を把握」するためのものであり、「責任をもって正確に記載」することが、依頼文にも明記されています。そのためにも、ご一読いただければと思います。

意見その1：

1～4までの評価基準があげられていますが、重要な点は、専任教員等が主体性と責任を

もって、十分に関与／把握しているかどうかです。判断するための具体的項目が、1～4それぞれについて複数あげられています。そのうち一つでも満たせば、当該の基準を満たしていることになるとの説明を受けましたが、一つだけで、「専任教員が十分に」と言えるのか疑問です。特に、4の授業の成績評価についてですが、担当理事から、非常勤講師の方が成績を出したあとに、それを専任教員が確認できれば、それで基準を満たしたことになるという説明があった旨、竹村学部長が仰っていましたが、これで専任教員が主体性と責任をもって、成績評価に十分に関与していると言えるでしょうか。言えません。

「包み隠さず事実にもとづいて回答するように」との指示もありましたが、このような不十分な基準にもとづいて回答したのでは、事実を包み隠さず回答することはできません。

なお、具体的項目の一覧については、これを非常勤講師の先生方に開示してはならないとのことでしたが、そのこと自体、今回のアンケートの実施方法に何か後ろめたさがあるという事ではないでしょうか。

さらに大きな問題は、このような不十分な判断基準で、非常勤講師の方々への授業について、専任教員が十分に関与／把握していると判断を下すとしたら、これまで、まさに「主体性と責任をもって」授業計画を立て、授業を実施し、成績評価をしてこられ、そして今もしておられる多数の非常勤講師の方々に対して、礼を失することになるのではないかと、いうことです。専任教員が尊大な態度で、非常勤講師の方々をやってこられたことを軽んじるという結果になりはしないでしょうか。非常勤講師の方々なくして外国語学部の教育は成り立たないことも思い出しましょう（阪大全体でも共通教育はそうでしょう）。

このような問題含みのアンケートに、われわれはどう回答すべきでしょうか。やはり外国語学部教員として、非常勤講師の方々に対して失礼にならないような回答をすべきだと考えます。そのためには大学執行部から示された具体的項目に縛られることなく、われわれ自身の判断で、非常勤講師の方々実際に担当している授業を、専任教員が主体性と責任をもって実施している、とほんとうに言えるのかどうか、慎重に判断して回答するしかありません。私はそうします。皆さんにもそうしていただきたいと考えます。

意見その2：

非常勤講師に授業を依頼するのは、講師の研究上、教育上の能力を評価し、認めているためであり、責任は別として、大学が「主体性をもって」という状況とは相容れない。だからこ所他大学では準委任契約を見直しているのであり、非常勤講師に対する大学の管理を強める対応より、契約変更を考えるべきである。

意見その3：

私たちが主体性と責任を持つべきところは、授業介入ではなく、その前の段階、専任では提供できない高い専門性を持った講師をお呼びする過程だと思います。特に3、4年生の授

業については、そのつもりでお願いしている授業ばかりです。そのような非常勤の先生方の授業内容や評価方法について適切かどうか判断する自信はありません。

意見その4：

授業は、専任教員、特任教員、非常勤講師が担当し、専任教員が専攻語の教室会議で議論し、カリキュラムを組んでいます。特任教員は、ネイティブの教員で、語学教育に専念していただいています。非常勤講師は、大阪外大時代には、言語・文学・文化・歴史という4本の柱で地域研究（外国研究）を学ぶ環境を作り、専任教員の専門ではカバーできない分野で、余人を持って代えられない研究者に担当していただいています。

この3者は、大学の視点では、雇用形態によって別の分類になりますが、教室の学生にとっては、自分の専門を教授するという同じ労働をする教員です。違いと言えば、卒業論文の指導をするかどうかです。

専任教員である私は、特任教員にも、非常勤講師にも、1から4の項目を意識して行ったことがありません。それは、無責任ということではなく、それぞれの教員には教学権を持っていますので、さまざまなコミュニケーションを取りながらも、②各授業時間ごとの指導計画、③各授業の実施状況、④各授業の成績評価について関与することは基本的にありえません。それは、専任教員が、非常勤講師の方に、この学生についてこのような成績をつけたいが、どう思うか、と聞くことがないのと同じ理由です。①の役割分担等を協定書により予め周知している、ということについては、余人を持って代えられない方に非常勤講師として授業を持っていただけるかどうか、打診する際に、どんな専攻語で、なぜ、この授業が必要かという説明はします。しかし、その時、協定書という概念で、つまり、専任教員が雇用者であるかのような認識を持って、授業に関する情報を提供するのではありません。時給がいくらになるか、交通費はいくらまで支給されるのか、有給休暇はあるのかなどのお話をすることはありません。それは、教授会で、その年度の非常勤講師が承認された後、大学の事務が担当しているからです。

つまり、余人を持って代えられない研究者に、学生のために時間を割いていただく非常勤講師の方は、その方の専門や指導方法を信頼しているし、来学していただくことが決まったら、その方の教学権を尊重した共同関係を築いてきました。私たちの責任の範囲は、ここにあります。

今回のアンケートは、文部科学省に対し、大阪大学が主体性と責任を持って授業を実施しているため、非常勤講師と準委任契約関係であっても問題ないと回答するための根拠資料を集めようとしたものです。しかも、「大阪大学が」という主語は、「専攻」がという主語に代えて、私たち労働者に「主体性と責任を持って」非常勤講師に「授業を実施」させているかどうかと問い、また、改善策を考えようとするものです。私たちは、非常勤講

師と同じく、教室で教学を行う労働者側であり、使用者ではありません。大阪大学が、他の大学と同じように、非常勤講師を労働者として認めるという立場に立てば、このような根拠資料を集めなくてもよかったですのではないですか？主体性と責任を持って、非常勤講師の労働者性を認めるべきは、大阪大学です。

(文責：藤原)

1. (3) -④

■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

組合ニュース 2020年度 第20号

非常勤講師の雇用問題について（大学とのやり取りの報告）

■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■


皆さま

組合ニュース第15号（6月17日）でお知らせしたように、非常勤講師の雇用問題について質問書を提出したところ、6月24日に回答があり、それを受けて6月29日に再提出したところ、7月2日に回答がありましたので、4通まとめて以下に掲載します。また、今回のアンケートの下敷きになっている文科省の文章も貼り付けておきます。

このやり取りを受けて、何かご意見等ありましたら、是非お寄せください。宜しくお願いいたします。

2021年6月16日

大阪大学総長
西尾章治郎殿

箕面地区教職員組合執行委員長
藤原克美 

現在大阪大学は、非常勤講師との間で準委任契約を締結しているものと存じます。この件について、大阪大学としての考えを確認いたします。

1. 非常勤講師との契約を雇用契約に変更する意向はあるのか。
2. 雇用契約を締結する場合、それはいつからになるのか。
3. 非常勤講師は研究者であるのか。

外国語学部の教育は多数の非常勤講師の協力のもとに成り立っており、非常勤講師との契約のあり方は、箕面地区で働く教職員にとって極めて重要な関心事項です。

以上の質問について、お答えいただきますよう、お願いいたします。

以上

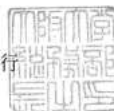
令和3年6月24日

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員長 藤原克美 殿

国立大学法人大阪大学

総務部長 白井政行



回答（令和3年6月16日付け質問書に対する回答）

標記文書に記載されている質問事項について、本学においては、貴組合に非常勤講師が加入している事実を確認していないこと等から、当該質問が組合員の労働条件とどのような関連を有するのかを具体的にお示しいただいた上で、改めて回答等を行う必要があると考えております。

以上、ご理解を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

2021年6月29日

大阪大学総長
西尾章治郎殿

箕面地区教職員組合執行委員長

藤原克美



2021年6月24日付回答書をうけ、次のように回答し、改めて大学の見解をお聞きます。

箕面地区教職員組合は非常勤講師を構成員として含まない専任教員および職員の労働組合です。

しかし、すでに6月16日付質問書で述べたとおり、箕面地区で提供している外国語学部および日本語日本文化教育センターの教育において非常勤講師の果たす役割は大きく、その協力は不可欠です。もし仮に、非常勤講師と本学との信頼関係が更に損なわれるような状況が生じた場合には、箕面地区で働く専任教員および職員の業務にも支障が生じる可能性があります。

箕面地区教職員組合が、我々の業務にも支障をきたしかねないと危惧しているのは以下の状況です。

外国語学部では、教育上および研究上高い専門性を持つ講師を各専攻語で責任をもって選考していますが、それゆえに非常勤講師が主体性と責任をもって担当されている授業にも高い信頼を寄せています。さらに、例えば、英文を含めシラバスの必須項目を漏れなく記入するようにという大学からの「お願い」に対して、今年度も非常勤講師の方々には協力いただいております。

このような実情を、令和3年4月8日付の文部科学省高等教育局大学振興課からの事務連絡と照合すると、現在大阪大学と準委任契約を結び「非常勤講師」と呼ばれる先生方は、現状としては名称に関わらず労働者として認定されるべきであり、本来は大学が直接雇用しなければならないと考えます。この現実を直視せず、非常勤講師が担当する授業について、大学が主体性と責任をもって実施してきたと主張することは、本学と非常勤講師との信頼関係を大きく損なうものであると危惧しています。

以上の点に関して、大学としての見解を求めます。

以上

令和3年7月2日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 藤原 克美 殿

国立大学法人大阪大学
総務部長 白井 政行



回答（令和3年6月29日付け質問書に対する回答）

標記文書による質問について、以下のとおり回答いたします。

標記文書に記載されている「非常勤講師と本学との信頼関係が更に損なわれるような状況」の意味するところは分かりかねますが、各部局等が責任を持って非常勤講師を選考していること、各非常勤講師がそれぞれ有する教育上及び研究上の高い専門性に基き各授業を担当していることについて、大学としてこれを否定する考えはありません。

以上のとおりですので、よろしく願い申し上げます。

以 上

質問書にも書いた文科省の事務連絡は以下の文章です（略）。準委任契約なら本来「非常勤講師」という名前も使えないはずです。

1. (4) -①

■■■ ■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■

過半数ニュース 2020年8月5日

吹田・豊中の臨時入構、1時間500円！！

■■■ ■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■

大阪大学は10月1日より車両の豊中・吹田キャンパスへの一時入構料金の大幅値上げと、土日・祭日等の入構有料化を各部局に通知いたしました。

箕面キャンパスの教職員も、研究、講義準備、会議等で一時的に豊中・吹田に出向かれることがあると思いますが、こうした時に一時間500円というのは非常に大きな負担です。また、引き上げの理由として「構内道路整備費の財源を確保し、老朽化した道路の整備を充実させ」るため、としています。構内の整備は本来大学が行うべきものです（以下の補足を参照ください）。

さらに、箕面地区の教職員にとっては、来年度からの通勤手段に不安をお持ちの方も多い

と思います。現在わかっていることは、箕面キャンパスには駐車場がなく、したがって常時の入構証の発行もないということです。もし豊中で講義をする場合のみ車両を利用するならば（そのようなケースがどれほどあるのかもわかりませんが）、回数券という選択肢になると思います。ですので、回数券の「使い勝手」等も含めてご意見を頂けたらと思います。

箕面地区過半数代表としましては、8月中旬に職場の意見をまとめ、大学に対して改善の申し入れを行いたいと思います。他部局の代表者とも協力する予定ですが、箕面独自の事情もありますので、是非皆様の要望・ご意見をお寄せください。よろしくお願い致します。

※補足：大阪労働局に「事業所構内の道路の整備保守費用を労働者に求めるようなことが認められるのか」と質したところ、「労働者が事業所に損害を与えた場合には、事業主はその一部を労働者に賠償請求することはありうるが、事業所構内道路の整備保守費用を労働者に請求することはありえない」との回答でした。（理学部教職員ネットワークより）

1. (4) - ②

大阪大学総長 西尾章治郎様

大学構内入構負担金改定に関する要望書

2020年9月14日

豊中地区過半数代表 養老真一

吹田地区過半数代表 谷川裕章

箕面地区過半数代表 箕面地区

附属病院地区過半数代表 武田 理宏

日頃より、大阪大学教職員の労働条件・労働環境の改善にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、大学構内への車両による入構について、8月5日財務・施設担当理事から、一時入構料金の改定、及び土日祝日・年末年始の有料化を10月1日より実施するとの通知がありました。

新型コロナウイルス対策として大阪大学が定めた活動基準に最大限協力するため、少なからぬ教職員が、継続実験、遠隔講義の準備や会議等のために土・日曜日にもやむなく出勤しています。一時入構料金の値上げ、休日の一時入構の有料化により、教職員に費用負担を強いることとなれば、大学の教育研究活動に支障をきたすおそれがあります。

一部の部局では、休日に業務で入構する場合は、部局から配布される無料入構券が利用できるとのアナウンスがあったようですが、教職員に周知されているとはいえ、有料化についての懸念が過半数代表のところに、複数寄せられています。

以上より、以下の要望をさせていただきます。

1. 料金の改定がどのような理由によるものかを、具体的に明らかにしてください。
2. 改訂料金では一日の料金の上限は 6000 円となっています。一方、豊中市の住宅街の営利目的の駐車場では 24 時間で 500 円から 1000 円程度です。周辺駐車場の料金を大幅に超えるような負担金の改定を、金額の算出の根拠を示すことなく行うことは、著しく合理性を欠きます。金額の算出根拠を示してください。
3. 休日に業務で入構する際に利用できる無料入構券が配布されるのであれば、これについて教職員に周知するようにしてください。現状のままでは、いたずらに混乱をまねく恐れがあります。
4. 4 月には常時入構料金の値上げが行われました。また、今回の通知においても、今後の料金の見直しを行う予定であるとの記述があります。見直しは、どのような将来的な見通しのもとに行われるのか、具体的に明らかにしてください。

以上

1. (5) -①

2021 年 5 月 6 日

大阪大学総長

西尾章治郎殿

箕面地区過半数代表 藤原克美

新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より大阪大学教職員の労働環境の改善にご尽力いただき、ありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症に対しても、大学として様々な対策を講じていただいております。とはいえ、本年度に入ってから大阪府の感染状況は深刻度を増し、感染に対する教職員の不安も高まっております。また、ワクチン接種が開始されましたが、接種後の副反応がかなり強いという報道もあります。

従いまして、今後も教職員が安心して働けるように、以下の対策をご検討いただきたく、要望いたします。

- ・教職員が体調不良を感じたり、感染の可能性が生じたりしたときには、本人が希望する場合には、大学として PCR 検査等を受けられる環境を整えること
- ・ワクチン接種の促進や接種後の副反応を考慮し、接種日および翌日を特別休暇とすること



みなさん こんにちは
緊急事態宣言下でメディア授業が多いため、教職員どうしが顔を合わせることも少なくなっています。

そこで、ささやかなイベントになりますが、今月も **One-Day-Café** を行います。

9階のエレベーターホールからすぐの広い廊下、渡り廊下でマラソン給水方式で、コーヒー、紅茶、ミントウォーターをお配りします。

6月3日の13時に始まる外国語学部の教授会が終わった頃から準備を始めて14時台には、コーヒーの香りがその辺りに漂っていると思います。

会議の間にリフレッシュするつもりで、お立ち寄りください。お持ち帰りカップも、インスタントパックもご用意しています。一生懸命パソコンに向かっている院生も、リフレッシュしてください。

※Covid19 感染状況によっては中止することもありますのでその時は組合ニュースのメールでお知らせします。

2. (3) -④



組合ニュース 2020年度 第19号

9階-One Day- Cafe のお知らせ



みなさん こんにちは
明日は7月の教授会デーですね。

組合では、今月も **One-Day-Café** を開催します。

今回は涼しげな「モヒート」(ノンアルコール)の登場です。コーヒー、紅茶も用意しています。

外国語学部の教授会が終わった頃から準備を始めますので、会議の間にリフレッシュするつもりで、お立ち寄りください。

※Covid19 感染状況によっては中止することもありますのでその時は組合ニュースのメールでお知らせします。

2. (3) -⑤



組合ニュース 2020年度 第21号

9階-One Day- Cafe のお知らせ



ていきます。

③その他、数年来の諸課題（旧外大教員の退職金減額問題や外国人教員帰国旅費問題など）についても、引き続き要望を重ねていきます。

（3）組合活動について

①組合への加入をよびかけ、箕面地区教職員の労働環境・労働条件について、より多くの当事者が声を上げ、活動に参加して要求実現できるように努力します。

④ 組合員の歓送迎会やレクリエーションなどの楽しい企画を行います。また、阪大組合や言文組合など、本学の他組合と情報共有や人的交流をさらに進めていきます。

現在、新規入会キャンペーン実施中

組合費、非常勤職員は、一年間組合費無料

任期制の教員は、一年間、一ヶ月 500 円

※加入の月から1年間、該当する職種にある場合

第二号議案 来年度の予算案と今年度の決算報告書